

東京都保護施設一時入所事業実施要綱

平成23年8月29日付23福保生保第176号

1 目的

保護施設一時入所事業（以下「事業」という。）は、精神状態が一時的に不安定になった生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）による保護を受けている者（以下「被保護者」という。）を、法第38条に規定する保護施設に一時的に入所させること（以下「一時入所」という。）により、地域生活への移行及び居宅生活の継続を支援することを目的とする。

2 実施施設

法第38条第1項に規定する救護施設又は更生施設とする。

3 事業の対象者

本事業の対象者は、被保護者のうち、次の(1)から(3)のいずれかに該当する者とする。

- (1) 居宅で生活する精神障害者等であって、一時的に精神状態が不安定になる等の理由により、居宅生活が困難になる者
- (2) 精神科病院入院患者又は退院患者であって、退院に向けた体験利用や訓練のため一時的に保護施設に入所することが適当な者
- (3) その他、保護の実施機関が特に一時入所の必要があると認める者

4 利用期間

一時入所の期間は、原則として7日間を限度とする。ただし、保護の実施機関が必要と認めるときは、一回の利用に係る合計の利用期間が1か月を超えない範囲で延長することができる。

5 利用決定等

一時入所の決定等は、以下のとおり行うものとする。

- (1) 保護の実施機関は、一時入所を必要とする可能性がある者（以下「対象者」という。）について、あらかじめ本人、保護施設、医療機関その他関係機関との間で、一時入所を必要とする場合等の対応について協議・調整を図っておくものとする。
- (2) 対象者は一時入所を希望する場合、様式1により保護の実施機関に申し込むものとする。保護の実施機関は、保護施設との調整の上、利用の可否を決定し、様式2により利用者宛、様式3により保護施設宛、速やかに通知する。
- (3) 前号の申込み及び決定は、原則として書面によるものとする。ただし、緊急的に一時入所する場合であって、事前に手続を行うことが困難な場合については、口頭にて行い、後日書面によることができる。
- (4) 保護の実施機関への連絡が困難な場合など、対象者から直接保護施設へ連絡があった場合については、保護施設は、保護の実施機関に対し、速やかに連絡を行うものとする。
- (5) 保護施設は、保護の実施機関に対し、様式4により、利用の終了及び利用の状況等

について報告を行い、保護の実施機関は報告結果を援助方針に反映させる。

6 利用料

一時入所時の食費等実費相当額について、利用者は実施施設が定めた額を実施施設に支払うものとする。

7 事業定員

事業定員数は、保護施設入所定員数の1割の範囲内で、実施施設において定める。

8 事業の実施

事業の実施を希望する施設は、以下の事項を記載した届出書（様式5）を毎前年度3月15日までに都知事宛提出する。

- (1) 施設の名称
- (2) 入所定員と3月1日現在員
- (3) 一時入所事業定員
- (4) 一時入所事業開始年月日
- (5) 利用料（食費等実費相当額）

9 職員の配置及び設備等

既存の職員配置及び設備等をもって本事業の実施を可能とする。

10 関係機関等との連携

事業者は、事業対象者の効果的な自立促進を図るため、保護の実施機関、医療機関等関係機関及び事業対象者の家族と連携を密にするとともに、地域社会の理解と協力を得られるよう配慮するものとする。

11 保護施設事務費の支弁方法

保護施設事務費の支弁は、次の算式により算出した額をもって行うものとする。

なお、本人支払額がある場合にはその額を控除した額を保護施設事務費とする。また、当該入所者については、他の一般入所者に関する保護施設事務費の算定からは除くものとする。

別に定める施設事務費支弁基準額／30日（100円未満の端数は切り捨て）×実入所（委託、利用）日数【入所日から退所日まで】

12 事業の報告

事業者は、当該年度の事業が終了したときは、都に対し、事業の実績を5月末日までに実績報告書（様式6）により報告する。

附 則（平成23年8月29日付23福保生保第176号）

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から適用する。ただし、8に規定する届出の平成23年度における取扱いについては、別に定める。

様式 1

東京都保護施設一時入所事業利用申込書

平成 年 月 日

〇〇 福祉事務所長 様

以下のとおり、東京都保護施設一時入所事業の利用を申し込みます。

申込者 住所
氏名
(利用者との続柄)

利用者	氏名		性別	男・女	生年月日	T・S・H 年 月 日
	住所				電話番号	
連絡先	氏名				続柄	
	住所				電話番号	
利用希望施設名						
一時入所を必要とする理由		1 一時的に精神状態が不安定になる等により、居宅生活が困難になる者 2 精神科病院入院患者又は退院患者であって、退院に向けた体験利用や訓練のため入所することが適当な者 3 その他()				
利用予定期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日					

様式2

〇〇第 号
平成 年 月 日

(申込者名) 様

〇〇福祉事務所長

東京都保護施設一時入所事業利用決定（変更）通知書

平成〇年〇月〇日あなたから申込みのありました東京都保護施設一時入所事業利用について、下記のとおり決定（変更）しましたので通知します。

記

1 決定内容

- (1) 利用を認めます。
(2) 利用を認めません。（理由 _____）

2 利用施設名

3 利用予定期間

平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで
(変更後 平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで)

4 利用料

1日当たり、〇〇〇〇円を施設に支払ってください。

様式3

〇〇第 号
平成 年 月 日

(保護施設名) 様

〇〇福祉事務所長

東京都保護施設一時入所事業利用承認について (通知)

当福祉事務所における被保護者より東京都保護施設一時入所事業利用申込みがあり、下記のとおり承認しましたので、通知するとともに関係書類を送付します。
なお、利用終了の際は、担当者への連絡をお願いいたします。

記

1 利用者名

2 利用施設名

3 利用予定期間

平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで

4 利用理由

別紙申込書 (写) のとおり

5 添付関係資料

(1) 東京都保護施設一時入所事業利用申込書 (写)

(2) 東京都保護施設一時入所事業利用決定通知書 (写)

(3) その他 (かかりつけ医 等)

6 担当者氏名・連絡先

様式4

東京都保護施設一時入所事業実施結果報告書

平成 年 月 日

〇〇福祉事務所長 殿

以下のとおり、東京都保護施設一時入所事業実施結果について報告いたします。

(施設名)

番号	氏名	性別	生年月日	住所	利用期間	利用の状況等 (具体的に記載)
1			年 月 日		平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日	
2			年 月 日		平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日	
3			年 月 日		平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日	

様式 5

平成 年 月 日

東京都知事 殿

法人名

法人所在地

代表者名

印

平成 年度 東京都保護施設一時入所事業届出書

このことについて、以下のとおり届け出ます。

施設の名称	
入所定員	名
前年度 3 月 1 日現在員	名
一時入所事業定員	名
一時入所事業開始年月日	平成〇年〇月〇日
利用料（食費等実費相当額）	日額 円

※本届出書は、毎前年度 3 月 1 5 日までに提出すること。

※「入所定員」は、東京都が認可した入所人員を記入すること。

※「前年度 3 月 1 日現在員」は協議する前年度の 3 月 1 日に施設に在籍する入所者数を記入すること。

※「一時入所事業定員」は、認可定員の 1 割の範囲内で設定する。

【添付資料】

事業案内（対象者・福祉事務所向けパンフレット等）

様式6

平成 年 月 日

東京都知事 殿

法人名
法人所在地
代表者名

印

平成 年度 東京都保護施設一時入所事業報告書

このことについて、以下のとおり報告します。

施設種別・施設名			
所在地			
設置主体・運営主体			
施設定員	名		
一時入所事業定員	名		
年間事業利用者数	男性	女性	合計
	のべ 名 (事業対象者数 名)	のべ 名 (事業対象者数 名)	のべ 名 (事業対象者数 名)

※本報告書は、当該年度事業終了後、5月末までに提出すること。